



令和3年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

★昨年度認定された世帯も、改めて今年度申請が必要です。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の1.5倍未満の世帯（別表世帯収入の例を参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※

※ 別途学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約2,720千円以下	約3,500千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約3,560千円以下	約4,340千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約4,340千円以下	約5,130千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約4,680千円以下	約5,470千円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります（認定後学校より返金）
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごと（4月認定：7月、12月、3月）に支給します 小学校1年生 11,630円、2～6年生 13,900円（年額） 中学校1年生 22,730円、2～3年生 25,000円（年額）
入学時学用品費	小学1年生・中学1年生に支給します（支給は入学前・入学後のいずれか1回のみ） 小学1年生51,060円、中学1年生60,000円 ◆入学前支給の方（1月までに認定を受けた方）は3月支給予定 ◆入学後支給の方（4月認定を受けた方）は7月支給予定
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します （上限）小学校：9,460円、中学校：9,670円
修学旅行参加費・移動教室参加費・ 林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します 【対象疾病名】トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む） ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください

● 提出期限：令和3年4月16日（金）まで

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、4月に遡及せず提出された月からの援助となります。

また、認定審査に時間を要することがあります。

● 提出先：小金井市教育委員会 学務課窓口（前原町3-4-1-15第二庁舎7階）

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始休業日除く）

電話（042）387-9874 ※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

裏面へ続きます

